

仲裁法案要綱（案）

第一 総則

一 趣旨

仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによるものとする。

二 定義

この法律における主な用語の定義を定めること。

三 適用範囲

1 第二から第七まで、第九及び第十についての規定は、2及び八に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用するものとする。

2 第二の二1及び第二の三の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用するものとする。

3 第八の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外にある場合に適用するものとする。

四 裁判所の関与

仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができるものとする。

五 裁判所の管轄

1 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件を管轄する裁判所について規定を整備すること。

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

3 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の管轄違いを理由とする移送について規定を整備すること。

六 任意的口頭弁論

この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないですることが出来るものとする。

七 裁判に対する不服申立て

この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判に対する不服申立てについて規定を整備すること。

八 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与

1 裁判所に対する仲裁人選任等の申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所により定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、することが出来るものとし、当該申立てについて、所要の規定を適用するものとする。

2 1の申立てに係る事件については、1に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとする。

九 裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等

この法律の規定により裁判所が行う手続に関する事件の記録の閲覧等について規定を整備すること。

十 裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用

この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用するものとする。

十一 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

十二 書面によつてする通知

1 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、当事者間に別段の合意がない限り、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所等に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における書面によつてする通知について、裁判所において実施する当該書面の送達についての規定及びその管轄裁判所についての規定を整備すること。

- 3 2は、当事者間に2の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しないものとする。
- 4 仲裁手続における通知を書面によってする場合において、1の住所等のすべてが相当の調査をしても分からないときは、当事者間に別段の合意がない限り、発信人は、名あて人の最後の住所等にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りるものとする。及びこの場合においては、当該書面が通常到達すべきであつた時に通知がされたものとする。
- 5 1及び4は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しないものとする。

第二 仲裁合意

- 一 仲裁合意の効力等
 - 1 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）を対象とする場合に限り、その効力を有するものとする。
 - 2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡等（ファクシミリ装置その他の

隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。)その他の書面によってしなければならないものとする。

3 書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとするものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられないものとする。

二 仲裁合意と本案訴訟

1 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならないものとする。ただし、仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき等は、この限りでないものとする。

2 仲裁廷は、1の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができるとすること。

三 仲裁合意と裁判所の保全処分

仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること等を妨げないものとする。

第三 仲裁人

一 仲裁人の数

1 仲裁人の数は、当事者が合意により定めるところによるものとする。

2 当事者の数が二人である場合において、1の合意がないときは、仲裁人の数は、三人とするものとする。

3 当事者の数が三人以上である場合において、1の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人の数を定めるものとする。

二 仲裁人の選任

1 仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによるものとする。ただし、5又は6に規定するものについては、この限りでないものとする。

2 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が三人である場合において、1の合意がないときは、当事者がそれぞれ一人の仲裁人を、当事者により選任された二人の仲裁人がその余の仲裁人を、選任するものとする。この場合において、仲裁人の選任がされないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任するものとする。

3 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、1の合意がなく、かつ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任するものとする。

4 当事者の数が三人以上である場合において、1の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判

所が仲裁人を選任するものとする。

5 1の合意により仲裁人の選任手続が定められた場合であっても、当該選任手続による仲裁人の選任ができなくなったときは、一方の当事者は、裁判所に対し、仲裁人の選任の申立てをすることができるとすること。

6 2から5までによる仲裁人の選任に当たって裁判所が配慮しなければならない事項について規定を整備すること。

三 仲裁人の忌避

1 忌避の原因等

(一) 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができるとすること。

(1) 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

(2) 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

(二) 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、

当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができるものとする。

- (三) 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は当該依頼をした者に対し、及び仲裁人は当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなければならぬものとする。

2 忌避の手続

- (一) 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによるものとする。ただし、(三)に規定するものについては、この限りでないものとする。
- (二) (一)の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行うものとし、その手続について規定を整備すること。

- (三) (一)及び(二)の規定による手続において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができるものとする。

- (四)
- (三)の場合においては、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁
手続の続行等を行うことができるものとする。

四 解任の申立て

当事者は、仲裁人が法律上若しくは事実上その任務を遂行することができなくなったとき又は仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたときは、裁判所に対し、仲裁人の解任の申立てをすることができ
るものとし、裁判所は、解任の申立てをされた仲裁人に申立てに係る事由があると認めるときは、その
仲裁人を解任する決定をしなければならないものとする。

五 仲裁人の任務の終了

仲裁人の任務の終了事由等についての規定を整備すること。

六 後任の仲裁人の選任方法

仲裁人の任務が終了した場合における後任の仲裁人の選任の方法についての規定を整備すること。

第四 仲裁廷の特別の権限

一 自己の仲裁権限の有無についての判断

1 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限の有無についての判断を示すことができるものとする。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時までに、しなければならないものとする。

3 仲裁廷は、適法な2の主張があつたときは、仲裁判断前の独立の決定、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定において判断を示さなければならないものとする。

4 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができるとすること。

二 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずること等を命ずることができ

るものとする。

第五 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

一 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。事案について説明する十分な機会が与えられなければならないものとする。

二 仲裁手続の準則

1 仲裁手続の準則は、当事者が合意により定めるところによるものとする。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならないものとする。

2 1の合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができるものとする。

三 異議権の放棄

当事者は、この法律の規定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に關しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく（異議を述べるべき期限に

ついでに定めがある場合にあっては、当該期限までに（異議を述べないときは、当事者間に別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放棄したものとみなすものとする）異議を述べないときは、当事者間に別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放棄したものとみなすものとする。

四 仲裁地

1 仲裁地は、当事者が合意により定めるところによるものとする。

2 1の合意がないときは、仲裁廷は、当事者の利便その他の紛争に関する事情を考慮して、仲裁地を定めるものとする。

3 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、1又は2の規定による仲裁地にかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、合議体である仲裁廷の評議、当事者等の意見の聴取及び物又は文書の見分を行うことができるものとする。

五 仲裁手続の開始及び時効の中断

1 特定の民事上の紛争についての仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、一方の当事者が他方の当事者に対して当該紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始するものとする。

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずるものとする。

六 言語

仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続についての規定等を整備すること。

七 当事者の陳述の時期的制限

1 仲裁申立人（仲裁手続を開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨等を陳述しなければならないものとする事、及び仲裁申立人は、証拠書類の提出等を行うことができるものとする事。

2 仲裁被申立人（仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁申立人が陳述した1の事項についての自己の主張を陳述しなければならないものとする事、及び仲裁被申立人は、証拠書類の提出等を行うことができるものとする事。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができるものとする事、及び変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができるものとする事。

4 1から3までは、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しないものとする。

八 審理の方法

1 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができるものとする。ただし、当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならないものとする。

2 1は、審理の方法について、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しないものとする。

3 仲裁廷は、口頭審理を行うときは、当事者に対し、口頭審理の日時及び場所を通知しなければならないものとする。

4 当事者は、主張書面、証拠書類等を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならないものとする。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならないものとする。

九 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

1 仲裁廷は、仲裁申立人が七1に違反したときは、違反に正当な理由がない限り、仲裁手続の終了決定をしなければならないものとする。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が七2に違反した場合であっても、仲裁手続を続行しなければならないものとする。

3 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく、口頭審理の期日に出頭せず又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができるものとする。

4 1から3までは、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しないものとする。

十 仲裁廷による鑑定人の選任等

1 仲裁廷は、鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告をさせることができるものとする。

2 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、1による報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならないものとする。及び当事者は、口頭審理の期日において、鑑定人に質問等を行うことができるものとする。

3 1及び2は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しないものとする。

十一 裁判所により実施する証拠調べ

1 当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷又は仲裁廷の同意を得た当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、民事訴訟法の規定による証人尋問等の証拠調べであつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができるものとする。

2 1の申立てに係る事件を管轄する裁判所について規定を整備すること。

3 1の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

4 1の申立てに係る証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を読し、検証の目的を検証し、裁判長の許可を得て、証人又は鑑定人に対して質問をすることができるものとする、及び裁判所書記官は、証拠調べについて、調書を作成しなければならないものとする。

第六 仲裁判断及び仲裁手続の終了

一 仲裁判断において準拠すべき法

1 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによるものとする。

と。

2 1の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならぬものとする。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、衡平と善により判断するものとする、及び仲裁廷は、事案に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、事案に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならないものとする。

二 合議体である仲裁廷の議事

1 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならないものとする。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁人の過半数で決するものとする、及び手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができるものとする。

3 1及び2は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しないものとする。

三 和解

1 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができるとすること、及びこの決定は、仲裁判断としての効力を有するものとし、その決定書について規定を整備すること。

2 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された紛争について、和解を試みることができるとすること、及び当該承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面で行わなければならないものとする。

四 仲裁判断書

1 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、仲裁人が署名しなければならないものとする。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことの理由を記載すれば足りるものとする。

2 仲裁判断書の記載事項について規定を整備すること。

3 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなすものとする。

4 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならないものとする。

五 仲裁手続の終了

1 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があつたときに、終了するものとする。

2 仲裁廷は、仲裁申立人が仲裁手続に付する旨の申立てを取り下げたとき、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたととき等は、仲裁手続の終了決定をしなければならぬものとする。

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了するものとする。ただし、六に記載する行為をすることができぬものとする。

六 仲裁判断の訂正、仲裁廷による解釈及び追加仲裁判断

仲裁判断の訂正、仲裁廷による仲裁判断の解釈及び追加仲裁判断について規定を整備すること。

第七 仲裁判断の取消し

- 一 当事者は、仲裁合意が当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、日本の法令）によればその効力を有しないこと、仲裁判断の内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の事由があるときは、仲裁判断取消しの申立てをすることができるものとすること。
- 二 一の申立ては、仲裁判断書の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第八の二による執行決定が確定したときは、することができないものとする。
- 三 裁判所は、相当と認めるときは、申立て又は職権により、一の申立てに係る事件を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。及び同事件の移送決定又は移送申立てを却下する決定に対して即時抗告をすることができないものとする。
- 四 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、一の申立てについての決定をすることができないものとする。
- 五 裁判所は、一に定める事由のいずれかがあると認めるときは、仲裁判断を取り消すことができるものとすること。

六 一の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるとすること。

第八 仲裁判断の承認及び執行決定

一 仲裁判断の承認

仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下第八において同じ。）は、仲裁合意が当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば当事者の能力の制限以外の事由によりその効力を有しないこと、仲裁判断の内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の事由のいずれかがある場合を除き、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をする場合には、二による執行決定がなければならぬとすること。

二 仲裁判断の執行決定

1 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができるものとし、申立ての手續について規定を整備すること。

2 1の申立てを受けた裁判所は、仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがその管轄裁判所にされた場合において、必要があると認めるときは、1の申立てに係る手続を中止することができるものとし、規定を整備すること。

3 1の申立てに係る事件について、管轄裁判所、事件の移送及び移送に関する決定に対する即時抗告について規定を整備すること。

4 裁判所は、5により1の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする
こと。

5 裁判所は、1の申立てがあつた場合において、一に定める事由のいずれかがあると認める場合に限り、当該申立てを却下することができるものとする
こと。

6 審理の方法及び不服申立てについて規定を整備すること。

第九 雑則

一 仲裁人の報酬

1 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができるものとする
こと。

2 1の合意がない場合は、仲裁廷が仲裁人の報酬を決定するものとする事、及びこの場合において、当該報酬は相当な額でなければならないものとする事。

二 仲裁費用の予納

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額の予納を当事者に命ずることが出来るものとし、予納を命じた場合においてその予納がないときは、仲裁手続を中止し、又は終了することが出来るものとする事。

三 仲裁費用の分担

1 当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担は、当事者が合意により定めるところによるものとし、当事者間に合意がないときは、各自が負担するものとする事。

2 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることが出来るものとし、独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有するものとする事。

第十 罰則

一 仲裁人の収賄、受託収賄、事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄並びに仲裁人に係る贈賄の罪について所要の処罰規定を整備するものとする。

二 一に掲げる罪について国外犯処罰規定を整備すること。

第十一 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置等

1 仲裁合意の方式、仲裁手続、仲裁人忌避の訴え、仲裁廷に対する忌避の申立て及び仲裁判断の効力について、所要の経過措置を定めること。

2 消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例

消費者と事業者の間の将来において生ずる紛争を対象とする仲裁合意（3に規定する仲裁合意を除

く。以下「消費者仲裁合意」という。）であって、この法律の施行後に締結されたものに関しては、
当分の間、以下に定めるところによるものとする事。

(一) 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができるものとする事。ただし、消費者が消費者仲
裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となった場合は、この限りでないものとする事。

(二) 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、
仲裁廷が構成された後遅滞なく、口頭審理の実施の申立てをしなければならず、仲裁廷は、当該仲
裁手続における他のすべての審理に先立って、口頭審理を実施しなければならないものとする事。

(三) 仲裁廷は、消費者である当事者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によつて
、口頭審理の日時及び場所を通知しなければならないものとする事。この場合において、仲裁廷
は、(2)から(5)までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければな
らないものとする事。

(1) 口頭審理の日時及び場所

(2) 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断は確定判決と同一

の効力を有すること。

(3) 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問わず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは却下されるものであること。

(4) 消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除することができること。

(5) 消費者が口頭審理の期日に出頭しない場合には、消費者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること。

(四) 口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、(三)から(4)までに掲げる事項について説明しなければならないものとする。この場合において、当該消費者である当事者が(一)の解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなすものとする。

(五) 消費者である当事者が口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなすものとする。

3 個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例

当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であつて、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とするものは、無効とするものとする。

三 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の所要の整備をすること。